

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年五月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路線名</p>	<p>皆野両神荒川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡皆野町大字国神字関谷六五〇番二地先から同郡同町大字大淵字関口一六番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年五月八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十七年四月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一七三・〇五メートル</p>